

令和6年第19回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年10月10日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 森山瑞江
同 委員 仲山英之
同 委員 小林三保

議 題

1 議案

(1) 議案第28号 ねりっこ学童クラブ入会待機処分に係る審査請求について

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会からの提言の受領について
② 令和6年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
③ 練馬区立中村西小学校の校舎等改築について
④ 練馬区立大泉学園中学校の校舎等改築について
⑤ 練馬区立豊玉中学校の長寿命化改修について
⑥ 練馬区立石神井小学校の校舎増築について
⑦ 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について
⑧ 児童手当制度改正に伴う区の対応について
⑨ 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について
⑩ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時56分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長 佐川 広
教育振興部教育総務課長 枝村 聡

同	教育施策課長	竹	岡	博	幸
同	学務課長	杉	山	賢	司
同	学校施設課長	柴	宮		深
同	保健給食課長	唐	澤	貞	信
同	教育指導課長	山	本	浩	司
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦	子
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	山	口	裕	介
同	青少年課長	小	島	芳	一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
同	在宅育児支援担当課長	長	岡		毅

教育長

ただいまから、令和6年第19回の教育委員会定例会を開催する。
本日は、岡田委員から欠席の届けが出ています。よろしく願います。
それでは、案件表に沿って進めさせていただきます。
本日の案件は、議案1件、協議2件、報告10件である。
まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。
本日の案件のうち、議案第28号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるので、個人情報保護のため、非公開として報告案件の終了後に審議を行いたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

初めに、協議案件である。
継続審議中の協議2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
 - ① 練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会からの提言の受領について

教育長

次に、教育長報告である。
本日は10件、ご報告する。
それでは、報告の①番について、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して各委員のご意見、ご質問などがあればお願いする。

仲山委員

今お話があったように、また詳細の協議は次回ということなので、あまり深いところはそちらに回すことにする。

今回、提言をしていただいた、こういう委員会というのは、これまではなかったわけである。これまでどういうふうに対策をするかということに関しては、どのようなところで議論がされたのだろうか。

教育指導課長

資料を用いてご説明させていただくと、資料2-3、提言の本体のところであるが、14ページ、15ページをお開きいただけるだろうか。これが、練馬区もしくは東京都が実施主体となって、性暴力防止に向けた取組をしてきた一覧である。この中にアスタリスクがついていて、後半の資料のページにリンクしているものである。

この中で緑色で示されているものについては、東京都が実施主体となって、全都的に全ての学校で行うような取組を示しているものである。また、黄色の部分が区の実施主体の取組である。

左側に書いてあるが、令和3年12月14日に、事案1が発生した。それを受けての臨時校長会であり、校内研修ということになる。

同じく事案2を受けて、臨時校長会や校内研修等を進め、同じように事案3を受けて、そのような形で進めていただいた。

これまでにやってきたことと、今回、それぞれ事案の内容を踏まえて、どういったことを各学校に伝えて、学校の中で指導なり、管理体制なり、または環境整備なりをしていただくか、その都度、事務局内で協議し、取組として実行させていただいたものである。

また、東京都と区の取組もうまくリンクできるように、東京都のほうにも内容を少しご紹介、また情報をいただきながら、連動を深くできるように取り組んでいたというような経緯がある。

仲山委員

今回の委員会と同じようなものは、他区あるいは全国的にもあるのだろうか。

教育指導課長

近隣区でそういった対策委員会のようなものが行われている。また、今回委員長をお務めいただいた後藤弘子先生であるが、千葉市でも同じような教職員による性加害、性暴力が過去にあって、それを重く捉えた千葉市教育委員会が同じようにこうい

った対策委員会を開いた。そのときの委員長が後藤先生でいらっしやった。

そういった形で、私どもも後藤先生の知見を生かして、この新しい提言をまとめていただくようお願いをした。過去にはほかの自治体でも、こういった取組をしているところが幾つかある。

教育長

今回ご提言をいただいたということで、これを受けて、区の教育委員会として対策の更新をし、今後取り組んでいくということになる。次回の委員会で対策方針についてご協議いただいて、決定できればと思っている。どうぞよろしく願います。

では、本件についてはよろしいだろうか。

委員一同

はい。

② 令和6年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

それでは、報告の②番についてご説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、各委員のご意見、ご質問などがあれば願います。

仲山委員

16ページ、先ほどお話があった児童相談体制についての質問のところである。

答弁の後半のほうで、「保護者からの虐待を恐れて、子供が学校から帰宅を拒否した事案では、一時保護が行われた」という部分がある。ここに、非常につらい思いをしている子供のことが書かれている。一時保護をした後、その後の支援はどのように行ったのか。

子ども家庭支援センター所長

一時保護がされた後の支援についてだが、児童相談所で、お子さんが置かれていた状況等について確認をする。保護者の方にもどのような状況であったのかについて、事実確認のような形で支援をしていく。

ただ、この支援に関しては虐待している親を責め立てるわけではなく、その置かれていた背景などを含めて、支援がどのような形で必要なのかということを見聞した児童相談所でも検討していく形になる。

その後、6割ぐらいの方々が家庭復帰する状況であるので、その困難な状況にあっ

た背景の部分について、私ども区としても、できるサービス等についてご相談をいただき、必要に応じて子ども家庭支援センターでもご家庭に対して、訪問、面接、サービス等のご紹介をして適切な支援につないでいく。

その後に家庭復帰されるようであれば、引き続き私どもも関わりながら、継続的な支援をしていく形となっている。

仲山委員

いずれにしても、一時保護で終わってしまうわけではない。継続してということか。

もう1点は、18ページ、子どもの体験格差の解消についての答弁である。真ん中の段落だが、区では、児童館で工作、移動教室などといった体験学習を実施しているということだが、経済的に恵まれていない家庭に対しては、こういう特別な行事をするときに、何か補助が出ているのだろうか。

こども施策企画課長

例えば経済的に困難な状況にある方への金銭的な補助というのは、特にこれがあるといったわけではないが、今回答弁であったひとり親家庭向けの日帰り親子バスツアーなどを特別に体験活動としてご提供している。

学務課長

学校教育に関する点からご説明させていただく。例えば、この答弁書の中にある小学校での移動教室、中学校でのイングリッシュキャンプ、スキー移動教室、また修学旅行、こうした学校に関するイベントについて、経済的な困窮にある方については、就学援助という制度があって、参加費については、就学援助の枠組みの中で補助している。

仲山委員

修学旅行に行けないという子供は出ないようにはなっているのか。

学務課長

金銭的な理由で参加ができないということはない。例えば当日に体調を崩して参加できないなどということはあるかと思うが、金銭的な理由でということはない。

森山委員

16ページ、先ほどあった児童相談体制についてである。都、区それぞれで受け付けた虐待通告についてとあるが、これは具体的にどこから通告があるのだろうか。内訳を教えてください。

子ども家庭支援センター所長

通告は様々な場所から入ってくる。例えば児童相談所の全国共通ダイヤル189に

入ってくるものがあれば、近隣住民の方から通告があるもの、学校、関係機関から通告が入ってくるものがある。

参考までに、昨年度の通告の相談経路、虐待は昨年度1,716件あったが、その中で多いところについてご紹介させていただくと、一番多いのは児童相談所からが41%ぐらい、710件ぐらい入ってきている。

この理由としては、区市町村送致という形で、児童相談所に入った通告の中でも、区の寄り添い型支援のほうが適しているような事案、例えば夫婦げんかが子供の目の前で起こっていたものであるとか、地域で子供の泣き声が聞こえるが、どこかで虐待が起こっているのではないかという通告が児童相談所に入った際は、私ども子ども家庭支援センター事案送致ということで入ってくるので、これが一番多い状況となっている。

次いで15%ぐらいが、学校、10%ぐらいが、近隣、知人からの通告となっている。

このほか、保育園や保健相談所など、様々な機関から私どもに通告が入ってくる現状になっている。

仲山委員

15ページと16ページに関係するが、15ページ、質問の(5)「民間園は」というところの最後の段落である。「他区においても」というところに、「欠員助成について、練馬区でも責任を持つべきではないか」という要望があった。

それに対して、15ページの一番最後の行、(5)で、いろいろな補助を行っているといったことが述べられているが、ここで述べられている補助は、欠員補助に相当するものではないのか。

保育課長

ご質問いただいた(5)の答弁内容、冒頭で述べさせていただいていることは、私立保育園に関する支援を様々しているの、そのご紹介になる。

ページをめくっていただいて、16ページなのだが、1行目の後段から、「退園などによって定員に空きが生じた場合は、一定の条件の下で運営費減収分の補助を既に実施している」。こちらが区の対応として、欠員補助をしているという内容になる。

仲山委員

ということは、質問者の認識不足ということか。

保育課長

質問者の質問の意図としては、欠員が生じれば、もう無条件に補填をするべきだというような意図でご質問をいただいたのかと受け止めている。

一方で、区としては、無条件という形であると、当然、各園の様々な企業努力などといったところの中で、やはり希望者が増えていくというようなことを阻害してし

もう部分もあるので、一定その欠員補填に条件をつけている。そういった中で、見解が違うというようなご答弁を申し上げた次第である。

仲山委員

3ページの答弁の(1)で説明されている電気錠というのはどういうものを教えていただきたい。

開けた後、閉めるときに、電氣的に閉まって、子供が挟まるといった心配はないのだろうか。

学校施設課長

仕組みとしては、まず校門の扉に電気で開錠、施錠する物をつけるということである。そこから線を伝って、職員室、事務室、主事室のほうに、モニターといわゆる開錠ボタンが設置されていて、例えば校門のところで訪問された方がインターホンを押すと、各部屋のモニターに校門の画面が映るので、こちらのほうで来訪者を確認して、各部屋の先生や、事務職員が開錠ボタンを押して、開錠するという仕組みになっている。

訪問者が校門に入った後は、基本的には扉が閉まって、それで、また自動的に施錠される。

委員ご懸念の挟み込みなどといった部分については、特に問題ないと捉えている。

仲山委員

閉めるときは、電氣的な力で閉まるわけではなくて、開けた人が閉めるという形なのか。

学校施設課長

おっしゃるとおり、扉を閉めるのは、訪問された方が閉めるという形で、その後に錠がかかる。

教育長

大きな門があると思うが、あれ自体は手動である。この横のところに入出力できる通用する場所があると思うが、その施錠が電気になるということなので、電動で閉まるなどということではない。

ほかにいかがか。

森山委員

12ページの幼稚園と保育園のことで、答弁の13ページの(1)「今後も民間の力を活用し、多様なニーズに応える保育サービスの充実に取り組む考えである」と書いてあるが、この民間の力というのは具体的に何を期待されているのか、例を聞かせていただきたい。

保育計画調整課長

民間の力を活用するという点について、保育園は、例えば認可園は今、区内で207園あるが、そのうち民間園がもう既に147園ある。割合にしても、相当数の割合が民間の方での運営という形になっているので、こういったところをさらに活用していき、保育サービスの充実を図りたい。このような考えからご答弁させていただいているというものである。

森山委員

分かった。

今度は18ページの若者支援というところで、19ページにつながっているが、「ねりま若者サポートステーション」についてである。

(1)の質問では、セルフネグレクトによるリスクが多くて、自死、孤独死などといった感じが増えているのではないかという話が出ていた。

「ねりま若者サポートステーション」でも就労支援をしたり、総合相談や自立のための支援を行っている。メンタルヘルス相談などを充実させているということが書かれている。

ところが、39歳以下の若者の34人が何らかの自宅死亡をしたということが書いてあって、こういう34人は、セルフネグレクトになっているかどうかは分からないが、自分で保健所を訪ねるとか、「わかさぼ」を訪ねるといことはしないと思う。

こういう本当に数字に載ってこないようなSOSを出さない人に対して、どういう方策があるのかお尋ねしたい。

青少年課長

SOSをご自身で出せない方がどのようにつながるかというようなご質問かと思うが、ねりま若者サポートステーションでも、やはりご本人からということはもちろんあるが、ご家族や知人からの相談が発端となって、ご本人とつなぐことができ、お話を始めるというケースがある。

また、関係機関の保健相談所や福祉事務所、生活サポートステーションなど、相互に情報共有して、必要などところにつなぐという連携もやっている。

森山委員

特にこのアウトリーチなどといったことを充実させていただきたいと思う。

仲山委員

4ページの教育についてというところの答弁の(1)の一番最後のところである。「子供にレイアウトや重さなど使いやすさについての意見を聴取する方策については、今後検討していく」というところだが、ここはぜひやってもらいたいと思う。

この答弁の中でも言っているが、採択前の教科書を見ることはできなくても、一般的に教科書、こんな教科書がいいという意見は、ぜひ聞いてもらいたいと思う。よろしく願います。

教育指導課長

子ども基本法の趣旨を踏まえながら、見本等が非常に限られているということについては、一つ制限があるところだが、方法を模索しながら、聴取する方法を考えていきたいと考えている。

- ③ 練馬区立中村西小学校の校舎等改築について
- ④ 練馬区立大泉学園中学校の校舎等改築について
- ⑤ 練馬区立豊玉中学校の長寿命化改修について
- ⑥ 練馬区立石神井小学校の校舎増築について

教育長

報告の③番についてご説明をお願いします。

なお、報告の④番、⑤番、⑥番についても関連する案件となるので、続けて説明をお願いします。

質疑については、報告の⑥番までの説明終了後に行う。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

これらについて、ご質問、ご意見があればお願いします。

仲山委員

基本設計は既に令和6年度から始まっているということだが、プールはどうかということに関しては、どのような方針で、設計が始まっているのだろうか。

学校施設課長

まず基本設計に関しては、これから入札、発注ということになるので、今のほうの準備を進めている。

プールに関しては、今年の3月に策定した学校施設管理実施計画の中で、1校1プールの見直しを行って、共同利用、民間や区立のプールの活用といったところ、要するに民間のプールの活用については、モデル事業を実施して、そういった課題を検証していくということでお示しをしている。

現在、教育委員会事務局の中で、具体的な検討を進めているところである。

来年度、民間プールの活用に関しては、改築をする学校1校において、民間プールの活用に向けたモデル事業を実施する予定である。

そうした中で、課題を検証していったら、まずは全区的にどのように共同利用にするのか、民間プールを活用していくのかということのお示しをしていく準備を進めている。

今回の中村西小学校や大泉学園中学校についても、そちらの方針に従って、プールの整備を進めてまいりたいと考えている。

教育長

本来、基本設計・実施設計については、令和7年から始める予定だったが、昨今、全国的なことだが、入札不調が起きていて、それは来年度に向けて発注する時期が重なっているということも一つの原因である。なので、少し前倒しして、今年度、業者選定をして、早めに始めてしまおうということである。

人件費も上がっているから、その辺も含めた価格設定ということになる。

森山委員

以前に説明があったのかもしれないが、中村西小学校、大泉学園中学校は、築62年である。豊玉中学校に関しては長寿命化改修する。ほかのところでは、体育館を改修したり、校舎を改築するが、豊玉中学校は長寿命化改修である。

この違いと理由は、例えば、石神井小学校は教室が不足する見込みがあるから、教室を確保するために、改築なり、増築をすとなっている。

今後、豊玉中学校は、生徒が増えるから、長寿命化しておかないと間に合わないという、そういう目的があるのか。そこをご説明していただきたい。

学校施設課長

改築や長寿命化の判断の基準というところのご質問かと思っている。

まずは区立の学校については、半数以上が築50年を経過して、老朽化が進んでいるので、改修・改築による施設の更新が必要となってくるが、やはりそれには多額の費用がかかってくる。

昨今、建築費高騰という部分もあるので、こちらのほうは施設の建築年数だけではなく、施設の機能面、財政を踏まえた総合的な検討が必要と、教育委員会としては考えている。

その上で、改築・改修の校区や学校数ができるべく平準化するように、まずは、今、建っている建物について長寿命化が可能かどうかというところの判断を、築50年をめどにやっている。

具体的には、鉄筋コンクリート造建物については、コンクリートの強度が基準を満たしているかということと、コンクリートの中性化で弱くなっていないかといったところの検査をして、それに耐え得るというものに関しては、必要な長寿命化の改修を施した上で、築60年からさらに20年、築80年までもたせるというところである。その後、先ほどの長寿命化の検査で、基準に満たないといって、校舎自体の実際の耐震などに影響はないが、そういった学校に関しては、築60年ごとに改築に回すという判断をしている。

今回、豊玉中学校については、長寿命化に適する建物であるという診断が出たので、長寿命化改修工事を実施する。

石神井小学校のお話もあったが、こちらのほうは、また建物の強度というところを

別として、先ほど申し上げたとおり、児童数の増加の見込みということで、既存の校舎では、必要な教室を確保できない見込みとなったということで、今回、増築工事をするというものである。

教育長

基本的に80年まで使おうということで、そのために使えるかどうかの調査をするということ。それに適するものについては長寿命化していくということになる。

一方で、体育館が2階にあってると、災害があったときに、体育館は避難拠点になるから、なかなか使い勝手が悪いということで、そこについては、どうするのかという声もいただいているので、改築も含めて検討するという形になる。

⑦ 学校給食費および教材費未納金の訴訟提起について

教育長

続いて、報告事項の⑦番について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、ご意見、ご質問があればお願いします。

小林委員

素朴にこういう滞納者に対して訴訟を起こすということは頻繁にあるのかという疑問と、今回は法的措置による対応が必要と判断したからだと思うが、この人からは徴収できないという判断の基準もあつたりするのだろうか。

保健給食課長

訴訟の提起についての頻度であるが、基本的には年に1件か2件というレベル。

訴訟提起しないケースもいろいろあるが、本件については、未納金が7万618円である。最近では長期にわたって多額の滞納というのはあまり発生していない。弁護士費用などのバランスもあるので、基本的にはおおむね5万円前後を超えないものについては、訴訟提起ということまでいかないというケースが多い。

学校のほうが家庭の事情等も承知をしているケースで、なかなか難しいというところは、即座に訴訟の提起というよりも、粘り強く学校のほうで分納の勧めなどということをしているというケースもある。

基本的には、本年から学校給食費は無償化され、そもそも徴収がないので、原則として未納というものは生じないという状況になっているというところである。

仲山委員

今の話だと、訴えの趣旨の中には、学校給食費及び教材費の未納金と書いてあるが、これは無償化する前に既に滞納していたものがあつたということだろうか。

保健給食課長

未納の期間については、令和5年6月から本年の6月までの1年間ということになっていて、無償化される以前の給食費について未納があつた。

仲山委員

分かつた。

経済的理由も考慮して、訴訟まで持っていかどうかということを学校は考えているという話だったが、学校としては、この家庭は十分納金できる家庭だという判断を下したわけか。

保健給食課長

学校として、当然、経済的なところを承知しているものがあるが、それ以外に負債の額も考える。また、給食費の無償化が実現した中で、本年に入ってもそれを納めていただけないというようなことなども総合的に考えて、学校長のほうで、これについてはきちんと公平性の観点も考えて、訴訟の提起を行うというところである。

教育長

よろしいだろうか。

では、本件については終わらせていただく。

⑧ 児童手当制度改正に伴う区の対応について

教育長

続いて、報告の⑧番について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、ご意見、ご質問があればお願いします。

小林委員

今70%以上が追加の登録の申請をされているということなのだが、残りの30%に関して、追加でもう1回、まだ申請していないと通知をする準備があるか。

マイナポータルを利用した電子申請ができると書いてあるが、逆に自分がマイナ

ポータルを開いて、申請が必要、必要ではない、もう大丈夫、何かそういう目で見えるものはあるだろうか。

子育て支援課長

まず、1点目の周知のところである。

先ほど9月30日現在のところをお知らせしたが、最初はまず1万9,000件の個別周知と、区としては、その後、医療証などで、いわゆる乳幼児から対象となる可能性がある高校生まで、基本的には全ての世帯の方への周知、その2回をやらせていただいているので、まずはこれで10月末まで、また、その後年内に、どの程度申請が来るかということは、引き続き状況を見せていただいて、さらに追加の通知については、年度末に向けて必要な対応を取っていきたいと考えている。

マイナポータルは件だが、個別にあなたは申請が必要であるなどということは、マイナポータルではなかなか出せない。

今回、区のほうで住民基本台帳から1万9,000件を抽出したことも、ある程度の条件を入れて、恐らくこの方々は対象になるだろうというところで想定される方を抽出して、ご案内を設けている。

そこは制度的にいろいろあるが、例えば22歳までのご兄弟を入れると3人目になる場合で、学校などの関係で遠方に行かれていて、住民票を分けているが、生計としては一になっているなどといった場合は対象に含まれる。

様々、個別にご確認をしないと分からない場合もあるので、そういった場合も含めて、今回の申請が必要な方の中に、最後に22歳までの方を入れると、第3子になる方は申請いただきたいといったものは、そういった方が対象になったときに申請が漏れないように、必ず申出が必要だということでご案内を差し上げているという状況になっている。

教育長

ほかにかがだろうか。

よろしいか。

⑨ 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定について

教育長

続いて、報告の⑨番についてご説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお願いします。

仲山委員

各ねりっこクラブで働く方は、委託事業者の社員ということだろうか。

子育て支援課長

ねりっこクラブで働く方については、基本的にはこの受託事業者と雇用の契約を結んでいただいて、働いていただく形になる。例えば、現在、学校応援団、ひろばで従事していただいている方についても、引き続きご従事いただけないかということでご説明を申し上げて、ご協力いただける方については、雇用という形で新しく携わっていただく。

仲山委員

そのときに、その方はねりっこクラブで働いてもらうのにふさわしい方かどうかということは、委託事業者が決めているのだろうか。

子育て支援課長

職員の採用については、やはり事業者のほうが、当然、履歴書、面接を行った上で採用するが、学校応援団で実績がある方については、受託される際に、これまでの実績も含めてご案内を差し上げて、継続の雇用、継続の事業の関わりについてご配慮いただければというご案内は、区としては差し上げている。

仲山委員

やはり子供と接するわけなので、信頼できる方でないと、また何か事件が起きてしまうというようなことにもなりかねないので、その辺、十分に認定をよろしく願いたい。

森山委員

同じような話なのだが、5年間の業務委託で、途中何か第三者委員の評価などといったものはあるのだろうか。

子育て支援課長

第三者委員の評価については、義務づけはしてはない。

ただ、東京都としても、そういう制度を受ける制度自体はあるが、私どもとしては、コーディネーターという職員を配置している。まず一番大きいことが、校内で運営をさせていただくので、空き教室の活用などを含めて、運営についての学校側との調整は区の職員でないとできない部分がある。頻繁に学校との調整と併せて、施設の運営状況についても立入りをさせていただいて、基本に直接確認させていただくということ。

また、ひろばの職員についても、これまで学校応援団の中で活躍していただいていた方を、できるだけ採用いただきたいということをお願いをしている。実際、全員とはいかないが、かなり多くの方に中心として働いていただいているので、そういう方

たちは、これまで学校応援団を支援する係のほうも、当然、職員とのつながりもあるので、そういった中で、例えば業者について気になることなども情報があれば、区のほうから、こういったところはこういうふうには改善をできないかという指導という形で関わりを持つことで、運営の品質を担保していくという取組をさせていただいている。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については、終了させていただく。

⑩ その他

教育長

その他の報告は何かあるか。

こども施策企画課長

私のほうから、ねりま子育て応援アプリの愛称の募集について、口頭でご報告をさせていただきます。

ねりま子育て応援アプリは、今年の4月から運用を開始していて、このアプリは、子育て支援情報を一元的に集めて、スマートフォンで情報が簡単に得られるようにしたアプリになるが、より多くの区民の皆様に親しみを持ってご利用いただけるように、愛称の募集を行いたいと考えている。

応募方法だが、アプリの中にアンケート機能があって、ここから5文字ぐらいの愛称と、その愛称とした理由を応募していただく。応募のあった愛称の中から、また複数の候補を絞って、同様にアンケート機能を使って、公表を実施して、その結果を参考に愛称を決定していきたいと考えている。

愛称の募集期間だが、あした10月11日から11月11日までの1か月間になる。

投票は、その後、12月を予定している。

周知方法として、明日の区報に掲載をして、またSNSを活用してお知らせをする。今月、10月20日に練馬まつりが開催されるが、ここでもブースを設けて、ダウンロードキャンペーンという形で行っていきたいと思っている。

また愛称が決定次第、ご報告をさせていただく。

ご説明は以上である。よろしく願います。

教育長

委員の皆様から、その他何かあるでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。
以上になる。

教育長

それでは、以上で報告は終了となる。
初めにお諮りしたとおり、議案第28号の審議をこの後、非公開で行いたい。したがって、本日の定例会の公開はここまでということになる。
それでは、議案関係者以外の事務局職員については、退席をお願いする。